

令和3年7月9日
独立行政法人農畜産業振興機構

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）について
【令和3年度第1四半期】

令和3年4月から6月までの算出期間（令和3年度第1四半期）における、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の（5）の規定により算出した見込みの標準的販売価格及び同規定により算出した見込みの標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を上回ったことから、概算払はありません。

なお、今回の算出期間における確定値については、8月上旬に公表する予定です。

記

算出期間	令和3年4月から6月まで
肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格	37,152円/頭 (①)
肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費	35,119円/頭 (②)
肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価 (参考)	— (①>②のため概算払なし)

連絡先

畜産経営対策部 養豚経営課
担当：富岡、奈良
電話：03-3583-1150

概算払

肉豚経営安定交付金(概算払)算定基礎 【令和3年度第1四半期】

(単位：円/頭)

見込みの標準的販売価格	(A)	37,152
見込みの標準的生産費	(B)	35,119
差額	(C) = (A) - (B)	2,033
見込みの交付金単価(参考)	(A) > (B)	概算払なし

注：消費税抜きで算定しています。

(単位：円/頭)

区 分		令和3年度第1四半期 (令和3年4月～6月)
見込みの標準的販売価格	(A) = ① + ②	37,152
主産物価格	① = a × b	36,314
平均枝肉価格(円/kg)	a	471
平均枝肉重量(kg)	b	77.1
副産物価額	②	838
見込みの標準的生産費	(B) = ③ + ⑦	35,119
飼料費、労務費その他の費用	③ = ④ + ⑤ + ⑥	32,974
飼料費	④	20,578
流通飼料費		20,578
麦類		74
とうもろこし		152
配合飼料		18,489
脱脂乳・人工乳		1,123
その他		740
牧草・放牧・採草費		-
その他の費用	⑤	7,629
敷料費		110
光熱水料及び動力費		1,497
その他の諸材料費		94
獣医師料及び医薬品費		1,767
賃貸料及び料金		262
建物費		1,363
自動車費		297
農機具費		826
物件税及び公課諸負担		194
生産管理費		126
種付料		158
もと畜費		80
繁殖めす豚費		683
種おす豚費		90
支払利子		69
支払地代		13
労務費	⑥	4,767
家族		4,126
と畜に係る経費	⑦	2,145

(参考) 肉豚経営安定交付金(概算払)の算出方法について

1 標準的販売価格(主産物価格と副産物価額の合計)

(1) 主産物価格

農林水産省から取引価格が公表されている 25 市場において格付された豚枝肉(品質が著しく劣るものとして格付されたものを除く。)の平均枝肉価格(円/kg)に平均枝肉重量を乗じて得た額とします。なお、品質が著しく劣るものとして格付されたものには、公益社団法人日本食肉格付協会により「等外」として格付されたものが該当します。

※算定期間の最終月分については、農林水産省の「食肉流通統計」が公表前のため、市況情報等からの推計値を使用します。

(2) 副産物価額

農林水産省の「肥育豚生産費」の「副産物価額(事故畜、販売された子豚、繁殖雌豚、種雄豚及びきゅう肥)」の額(内臓・原皮代は含まない。)とします。

2 標準的生産費(飼料費、労務費その他の費用、と畜に係る経費の合計)

(1) 飼料費、労務費その他の費用

農林水産省の「肥育豚生産費」の「費用合計(物財費(飼料費、光熱水道費、獣医師料及び医薬品費等)及び労働費)」、「支払利子」及び「支払地代」の額とします。費用合計の費目のうち、農林水産省の「農業物価指数」の調査対象となっている費目については、肥育期間(7 か月)の価格に物価修正します。

※算定期間の最終月分については、農業物価指数が公表前のため、前月の値を使用します。また、飼料費のうち「配合飼料」について、直近四半期は配合飼料価格安定制度の補填金(通常補填金・異常補填金)の額が公表前のため、補填金の額を0円とし、積立金の額のみを加えて算出します。

(2) と畜に係る経費

25 市場のと畜に係る経費(と畜検査手数料、と畜解体料、と畜場使用料、冷蔵庫保管料(1 日分相当)及び格付料)を各市場における並以上の取引成立頭数で加重平均して得た額とします。

※算定期間の最終月分については、農林水産省の「食肉流通統計」が公表前のため、前月までの総取引頭数により加重平均します。

3 消費税及び地方消費税の取扱い

標準的販売価格及び標準的生産費の計算に当たって消費税及び地方消費税が含まれている項目については、その消費税及び地方消費税を控除した額を用いるものとします。